

総 括 調 査 票

調査事案名	(2) 地方創生拠点整備交付金			調査対象 予 算 額	平成28年度補正（第2号）：86,980百万円 （参考 令和2年度：3,000百万円）		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	地方創生推進費	調査主体	共同
組織	地方創生推進事務局			目	地方創生拠点整備交付金	取りまとめ財務局	(四国財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 地方創生拠点整備交付金（以下、「交付金」という。）は、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業のうち、地方創生につながる先導的な施設整備（※）を支援する事業である。具体的には、運営戦略や事業計画に基づき利活用方策が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果（例：観光・農林水産業の振興、地方への移住・起業等の促進、女性・高齢者の就業促進、交流人口の拡大、地域の消費拡大）の発現を期待できるものを対象としており、対象事業は、4つの事業分野（①しごと創生、②地方への人の流れ、③働き方改革、④まちづくり）に類型されている。また、当該施設の利活用に係る適切かつ具体的な成果目標（KPI）を設定し、KPIの達成状況を確認するPDCAサイクルを備えている必要がある。

※主な対象施設のイメージ

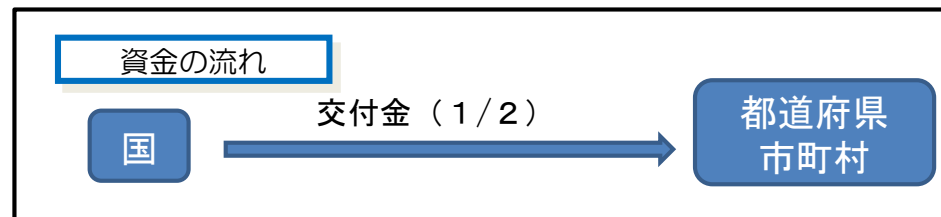
- ・地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- ・地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- ・地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- ・地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

<先導的な事業とは>

地域再生法に規定する「先導的な事業」とは、以下のような要素を有する利活用方策と一体となった、地方創生に対し効果的な施設の整備であること。

- ① **自立性**：事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。
- ② **官民協働**：地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい。
- ③ **地域間連携**：単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。
- ④ **政策間連携**：単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。
- ⑤ 事業が先導的であると認められるその他の理由があること。

- 今回の調査については、平成28年度補正予算（第2号）に計上された交付金で採択された事業のうち、採択額5,000万円超のもの410件について、調査を行った。※うち12件については、事業取り消し等により交付金未交付のため調査対象から除外している。



総 括 調 査 票

調査事案名 (2) 地方創生拠点整備交付金

②調査の視点

1. KPIについて

- 各事業において設定されたKPIについて、その達成状況を毎年度把握しているか。また、その達成状況を踏まえた、利活用方策の見直しを行っているか。
- 当該施設整備事業の対象となった建築物と同一の施設の追加の施設整備事業を行う理由はどのようなものか。

③調査結果及びその分析

1. KPIについて

(1) KPIの達成状況

KPIの達成状況については、各年度において、【表1】のとおり約5割の達成率にとどまっており、毎年度KPIを検証していない事業も398事業のうち16事業(約4%)あった。またこのうち、毎年度検証していない理由を調査したところ10事業(約63%)が「毎年度の効果検証は努力義務であるため」という理由だった。

【表1】KPIの達成状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設定KPI数(A)	725	1,030	1,062
目標値以上となったもの(B)	347	512	449
目標値を下回ったもの(C)	353	498	521
未把握・不明(D)	25	20	92
KPI達成率 (B)/((A)-(D))	49.6%	50.7%	46.3%

(2) 利活用の見直しの検討

KPIの実績値が目標値を下回った年度のある事業335事業のうち、施設の利活用方策の見直しを行った年度がある事業は、65事業(約19%)にとどまっている。

(3) 追加の施設整備事業について

当該施設の整備事業において、平成29年度以降の予算に計上された交付金を用いて、追加の施設整備(当該施設整備事業の対象となった建築物と同一の施設(施設内の別のフロアを含む)を整備すること)を行ったかどうか調査をしたところ、398事業のうち28事業(約7%)が追加の施設整備を行っていたことがわかった。このうち17事業(約61%)がすべてまたは一部が当該施設整備事業と同一のKPIを設定しており、さらにこのうち11事業(約65%)についてはKPIの目標値についても同じ数値であった。

④今後の改善点・検討の方向性

1. KPIについて

- 効果検証については、現状、制度要綱において、「原則、毎年度検証するよう努めるものとする」とされており、毎年度の効果検証が徹底されていない事業もあるため特段の事情のない限り毎年度行うよう徹底し、未達の場合は利活用方策の見直しを検討し、KPIの達成に向け継続的に取り組んでいくべき。また、毎年度検証できない事情がある場合には、その理由を明らかにすべき。
- 同じ施設での追加の施設整備を行う場合には、新規のKPIの設定や、KPIの上方修正を行い、追加で国費を投入することによる相乗効果を踏まえたものとするべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (2) 地方創生拠点整備交付金

②調査の視点

2. 自立性について

- 整備対象施設の利活用における事業収入はどうか。また自立化の見込はどうか。
- 交付金の審査の際に、自立性の観点は内閣府はどのように確認しているのか。

③調査結果及びその分析

2. 自立性について

- (1) 整備対象施設の利活用における現状の事業収入の有無を調査したところ、398事業のうち336事業（約84%）が事業収入（施設利用料収入など）有り、62事業（約16%）が事業収入が無しとなっており事業収入がない事業も一定程度採択されていることがわかった。また今後の施設利活用の自立化の見込みについて調査したところ【表2】のとおり、地方公共団体の一般財源負担による自立化を見込んでいる事業が97事業（約24%）、自立化を見込んでいない事業も39事業（約10%）あることが分かった。
- (2) また、令和2年度の利活用における収入見込額について調査をしたところ【表3】のとおり、収入計画を作成していない事業が176事業（約44%）あった。また、このうち収入計画を作成している事業の事業収入比率についても50%以下の事業が130事業（約59%）あり、他の財源（自治体負担、国庫補助金）で多くを賄っている事業が半数以上を占めていることがわかった。
- (3) 交付金の審査の際に用いる施設整備計画において、数値を用いた収支計画を求めておらず、自立性の方策については、定性的な記載内容に留まっている。そこで、交付金の申請にあたり、数値を用いた収支計画を作成していたか調査をしたところ【図1】のとおり、義務ではないが作成し内閣府へ提示していた事業がわずかにある一方で作成していない事業は事業収入のある336事業のうち247事業（約74%）と、大半をしめていた。また、収支計画を作成していない理由について調査をしたところ【図2】のとおり「施設整備計画の様式では文章で自立性を記載することとなっているため」が141事業（約57%）、「内閣府へ提示しなければならない資料ではないため」が73事業（約30%）と二つで大半を占めていた。

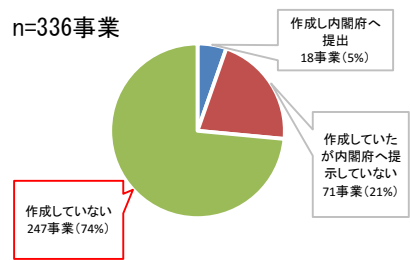
【表2】整備対象施設における施設利活用の自立化の見込

事業収入による自立化を見込んでいる	104
地方公共団体の一般財源負担による自立化を見込んでいる	97
事業収入及び一般財源の両方を活用した自立化を見込んでいる	158
自立化は見込んでいない	39

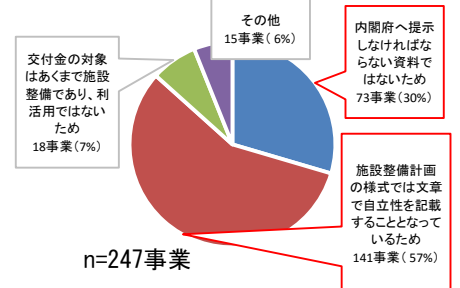
【表3】整備対象施設の利活用における令和2年度の収入見込額

計画なし	176
計画有り	222
0%	34
0.0% ~ 25.0%	65
25.0% ~ 50.0%	31
50.0% ~ 75.0%	29
75.0% ~ 100%	27
100%	36
合計	398

【図1】数値を用いた収支計画を作成し内閣府に提出していたか。



【図2】数値を用いた収支計画を作成していない理由



④今後の改善点・検討の方向性

2. 自立性について

- 施設整備事業を行うにあたっては、整備が終わった後の利活用において、国費等に頼らず自走できることが重要であるが、事業収入が全くない事業や地方公共団体の一般財源などに頼っているものも多く、自立性の確保については課題がある。
- 現在、交付金の審査の際に自立性については、文章で記載することとなっているが、自治体により具体的に自立性について検討を行うよう、交付申請の際には数値を用いた収支計画を作成させ、内閣府の審査において活用すべきである。
また、作成させることで、自治体に自走可能な事業実施を意識させるべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (2) 地方創生拠点整備交付金

②調査の視点

3. 官民協働について

- 施設の整備及び利活用において、民間の資金を取り入れているか。

4. 既存施設の活用について

- 施設整備事業を行う場合には、新築だけでなく、既存施設の活用も検討しているのか。

【調査対象年度】
平成28年度

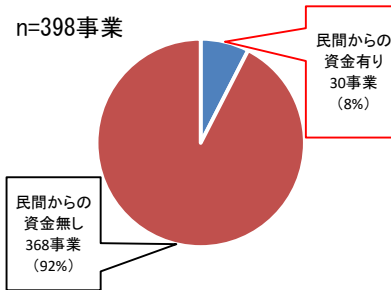
【調査対象先数】
地方公共団体：302先

③調査結果及びその分析

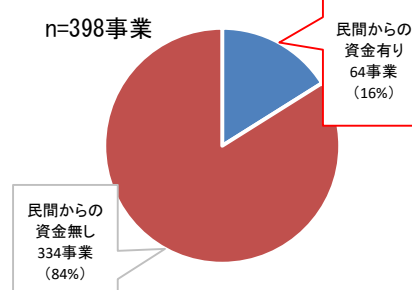
3. 官民協働について

【図3】【図4】のとおり、民間からの資金を得て、当該施設の整備もしくは利活用を実施している事業はそれぞれ、398事業のうち30事業（約8%）、64事業（約16%）とごくわずかにしかなかった。

【図3】民間からの資金（融資や出資など）を得て、当該施設整備を行った事業の割合



【図4】民間からの資金（融資や出資など）を得て、当該施設の利活用を行った事業の割合



4. 既存施設の活用について

施設整備事業の形態について、調査したところ、【表4】のとおり、398事業のうち新築が172事業（約43%）となっていることが分かった。このうち、施設整備事業を行うにあたって、自治体内の既存の施設を活用できるか確認したか調査をしたところ、23事業（約13%）が活用を確認していないということが分かった。

【表4】施設整備の種類（重複回答有り）

新築	増築	改築	模様替
172	87	101	119

④今後の改善点・検討の方向性

3. 官民協働について

- 施設の整備や利活用の際し、国や自治体の交付金等だけでなく、制度要綱において、「単に協働するにとどまらず、民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい。」とされており、本交付金が自立性を有する事業を対象にしていることを踏まえれば、計画段階において、将来的な民間からの資金の活用の見通しを施設整備計画に記載させることで、当該資金の活用を促すべき。

4. 既存施設の活用について

- 新築で施設整備を行う場合には、なるべく低コストでの施設整備事業を行うため、既存施設の活用を検討を徹底させるべき。